

デジタル・エンターテイメント・グループ・ジャパン 運営規約

改訂の履歴	
日付	内容
2008年4月14日	運営規約(案)を制定
2008年6月10日	運営規約 Version1.0 制定
2009年5月21日	運営規約 Version2.0 制定
2012年5月23日	運営規約 Version3.0 制定
2015年5月27日	運営規約 Version4.0 制定
2017年5月30日	運営規約 Version5.0 制定

2017年5月30日 Version 5.0

デジタル・エンターテイメント・グループ・ジャパン

THE DIGITAL ENTERTAINMENT GROUP
DEG[®]
JAPAN

2017年5月30日

「デジタル・エンターテインメント・グループ・ジャパン」規約

第1条 名称

本会は「デジタル・エンターテインメント・グループ・ジャパン」（略称:DEG ジャパン）」（以下、本会という）と称する。

第2条 目的

本会は、第3条に定めた活動を行い、消費者の利益並びにデジタル・エンターテインメント産業の発展に寄与することを目的とした会である。

第3条 活動

本会は前条に定める目的を達成するために以下の活動を行う。

- ・ デジタル・エンターテインメント に関する啓蒙活動
- ・ 第7条に定める会議・部会その他前条に定める目的を達成するために必要な会議の開催
- ・ デジタル・エンターテインメント製品に関する表彰等
- ・ デジタル・エンターテインメント製品に関する市場調査・公表
- ・ 他の地域の同様の活動グループ(DEG 北米、DEG 欧州)との活動内容の情報交換
- ・ 新たなデジタル・エンターテインメントの可能性に関する意見交換
- ・ 上記に付随するその他活動

第4条 会員

- 1、 本会の会員は、デジタル・エンターテインメント製品を開発、製造、販売、普及させようとする法人及び団体とする。
- 2、 会員になるためには、2社以上の会員の推薦を得たうえで本会所定の様式による申し込みを行い、会長/副会長会議の承認決議を得なければならない。
- 3、 会員は、機器メーカー会員及び映像ソフト会員及び協賛会員に分類される。
- 4、 会員は全体会議傘下に組織されるいずれかの部会にメンバー登録し、積極的に部会活動に参画する。
- 5、 本会は、会長/副会長会議の決議を得て、本会にオブザーバーの参加を認めることができる。
- 6、 会員は、独占禁止法等の法令を遵守して本会活動に参加する。
- 7、 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。
 - (1) 退会
 - (2) 除名
 - (3) 法人又は団体会員の破産または解散
- 8、 会員は、本会所定の様式による退会届を本会に提出することにより、随時本会を退会することができる。
- 9、 会員が次の各号の一に該当するときは、全体会議の決議により、除名することができる。
 - (1) 会費を滞納したとき
 - (2) 本会の名誉を傷つける又は他の会員に対して執拗な営業行為を行うなどの本会の目的に反する行為を行った場合。

第5条 会費

- 1、 本会は、会員より、年会費（会期は下記会計年度と同一）として下記金額を徴収する。
 - ・機器メーカー会員（法人・団体） ￥50万円（年額）
 - ・映像ソフト会員（法人・団体） ￥20万円（年額）
 - ・協賛会員（法人・団体） ￥50万円（年額）

*但し、10月1日から翌年3月31日までの途中入会は年会費の半額を徴収する。
- 2、 本会は、オブザーバーからは会費を徴収しない。
- 3、 既に納入した会費は、理由の如何を問わず一切返金しない。
- 4、 本会は、必要に応じ、全体会議の決議を得て、臨時会費を徴収できる。

第6条 役員

- 1、 本会は、役員として会長1名、副会長4名以内、理事4名以内及び会計監査2名を置く。役員は会員の中から選出され、全体会議の決議を得て承認される。任期は2年とする。但し、再任は妨げない。各役員の仕事は以下の通りとする。
 - ・会長は本会を統括する。
 - ・副会長は会長を補佐し、会長に事故等、不測の事態が生じた場合は、職務を代行する。
 - ・理事は会長・副会長を補佐し、副会長に事故等、不測の事態が生じた場合は職務を代行する。
- 2、 補欠又は増員により選任された役員の仕事は、前任者又は他の在任役員の仕事の残存期間と同一とする。

第7条 組織

本会は、会長/副会長会議、全体会議、部会、及び事務局により構成される。

- 1、 会長/副会長会議
 - ・会長/副会長会議は、本会全体の活動方針、活動計画及び費用計画の立案並びに決定を行う。
 - ・会長/副会長会議の決議は、全会一致をもって決定される。
- 2、 全体会議
 - ・全体会議は、機器メーカー会員及び映像ソフト会員全員で構成され、会長/副会長会議で決定した内容に従い必要に応じ開催する。
 - ・協賛会員は全体会議へ出席できるが議決権は有さない。
 - ・全体会議での決議は、会員の50%超の投票により、その投票数の50%超の承認を得て決定される。
- 3、 部会
 - ・活動をテーマ別に専門細分化し、企画、推進する実行組織で、全会員が必ず一つ以上の部会に所属し活動に参加する。
 - ・本会は必要に応じ、会長/副会長会議の決議をもって、部会の新設及び改廃を行うことができる。
 - ・部会長は、正副会長が決定、任命する。部会長は随時メンバーを召集し、諸活動を統括、実行する。
 - ・部会長は、必要に応じて、副部会長を任命できる。

第8条 会計

- 1、 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。
- 2、 本会の会計は事務局が担当する。

付則

- 1、 本規約は必要に応じ、会長/副会長会議の提案を元に、全体会議の決議を得て改定できる。
- 2、 本会の目的に反する活動をした会員については、会員間で話し合っ、対応を決める。

